加盟店規約

《一般規定》
第1条（総則）　1．本契約は、第2条に定める加盟店が同条に定める信用販売を行う際の、加盟店とトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）との間の契約関係について定めるものです。2．加盟店は、カードの適正な普及向上に協力するものとします。

第2条（定義）　1．「加盟店」とは、本契約を承認したうえで、当社に加盟を申込み、当社が認めた個人、法人及び団体をいいます。2．「提携会社」とは、当社が業務提携した会社又は組織に加盟する日本国内及び日本国外の会社をいいます。3．「提携ブランド」とは、当社が加盟又は提携するクレジット決済機構・組織をいいます。4．「提携ブランド会社」とは、提携ブランドに加盟又は提携する日本国内及び日本国外の会社をいいます。5．「カード」とは、支払手段として用いられるカード等の証票その他の物又は番号、記号その他の符号等のうち、当社所定のものをいいます。6．「会員」とは、カードを正当に所持する個人又は法人をいいます。7．「信用販売」とは、本契約に定める手続に基づき、加盟店が会員に対して商品、権利又はサービス（以下、総称して「商品等」という）の提供を行う場合等に、加盟店が会員から当該商品等の売上代金を直接受領することなく、会員に対して商品等を提供等することをいいます。8．「端末機」とは、カードの有効性確認等を行うための端末機のうち当社所定のものをいいます。9．「売上票」とは、加盟店が信用販売を行う際に作成する商品等の売上代金額等当社所定の事項を記入する当社所定の帳票をいいます。

第3条（加盟店の遵守事項）　1．加盟店は、信用販売を行う店舗・施設を当社宛に、当社所定の方法により、あらかじめ当社に届出し、当社の承認を得るものとします（以下、加盟店が指定した店舗・施設のうち、当社が承認したものを「カード取扱店舗」という）。2．加盟店は、当社が会員のカード利用促進のため、加盟店の個別の了解なしに印刷物等に加盟店及びカード取扱店等を掲載することをあらかじめ承認するものとします。3．加盟店は、端末機の設置及び保守にかかる費用並びにカード用印字機（以下「インプリンター」という）等を購入する場合の購入代金等を当社の請求に基づき、当社所定の方法で支払うものとします。なお、支払われた代金は、当社又は加盟店が本契約を解約又は解除した場合にも返還されないものとします。4．加盟店は、本契約に基づき負担すべき公租公課がある場合には、負担するものとします。5．加盟店は、当社所定の方法で通知又は公表する取引実務に関する規定を遵守するものとします。

第4条（届出事項の変更）　1．加盟店は、当社に対して届け出た商号、代表者、所在地、電話番号、売上代金を振り込む加盟店の金融機関口座（以下「指定口座」という）、カード取扱店舗、業種、販売方法、その他加盟店申込書に記載した諸事項に変更（追加を含む）が生じた場合には、当社所定の方法をもって、遅滞なく当社に届け出て、当社の承認を得るものとします。2．加盟店は、前項の届出及び承認がなければ通知、送付書類又は振込金、その他が延着又は到達しなかったとしても、通常到達すべき時に加盟店に到達したものとみなすことに異議ないものとします。

第5条（取扱商品等）　1．加盟店は、信用販売において取り扱う商品等について、事前に当社に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。なお、加盟店は、公序良俗に反するもの等、当社所定の商品等を取り扱うことができないものとします。ただし、当社が個別に承認した場合は、この限りでありません。2．加盟店は、販売又は提供にあたり、登録又は免許取得等（以下「登録等」）を行う必要がある商品等を取り扱う場合は、当社の承認を事前に得るものとし、当社が求めた場合は、登録等を証明する関連書類を提出するものとします。また、当該登録等が取消等された場合、加盟店は、直ちに取消等された旨を当社に通知し、当該商品等の販売又は提供を中止するものとします。3．加盟店は、ソフトウェアのダウンロード等、発送を伴わない商品等を取り扱う場合は、当社の認めた運用方法により販売を行うものとします。

第6条（信用販売の種類）　1．加盟店は、1回払い販売以外の信用販売の種類については、当社が承認した場合のみ取り扱うことができるものとします。2．日本国外の提携ブランド会社が発行するクレジットカードについては、前項の承認を得た場合であったとしても、1回払い販売のみの取扱いとします。

第7条（信用販売の方法）　1．加盟店は、会員が信用販売を要求した場合、その全件につき当社所定の方法で信用販売の承認を当社から得るものとします。2．加盟店は、前項の場合において、当社所定の方法でカード提示者が会員本人であることの確認を行うものとします。

第8条（事前承認の特則）　1．加盟店は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申込みをし、当社の承認を得た場合は、当社所定の金額（以下「フロアリミット」という）の範囲内に限り、前条に定める当社の承認を得ることなく、クレジットカードによる信用販売を行うことができるものとします。2．当社は、フロアリミットを引き下げることができ、加盟店は、当社より変更の通知があった場合は、当該フロアリミットが適用されることに異議ないものとします。3．加盟店は、フロアリミットを超えてクレジットカードによる信用販売を行う場合、前条に従い当社の承認を得るものとします。4．加盟店は、前項に違反し、当社の承認を得ることなくフロアリミットを超えてクレジットカードによる信用販売を行った場合には、当該信用販売の売上代金全額について一切の責任を負うものとします。

第9条（信用販売における遵守事項）　1．加盟店は、信用販売を実施するにあたり、当社所定の条件を遵守するものとします。2．加盟店は、当社所定の方法で売上票を作成し、信用販売の後、遅滞なく会員に対して売上票の控え及び割賦販売法第30条の2の3第4項及びその施行規則等に定められる事項等を記載した書面を交付するものとします。3．加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに会員に対し、商品を提供するものとします。ただし、売上票記載の売上日に提供等することができない場合は、会員に対し、書面をもって提供時期等を通知するものとします。4．当社が、会員のカード使用状況等の調査を依頼した場合、当社所定の期日以内に回答するものとします。

第10条（無効カード等の取扱い）　1．加盟店は、カード提示者が、カード会員本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって信用販売を行うものとします。2．加盟店は、カードの利用等について不審と思われる場合等、当社所定の事象が発生した場合は、カード提示者に対する信用販売を行わないものとし、当該カードを回収、保管の上、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。3．加盟店は、前二項に違反して信用販売を行った場合、当該売上代金全額について責任を負うものとします。4．加盟店は、第2項に該当する売上等が発生した場合、必要に応じて、加盟店の所在する所轄警察等へ当該売上について被害届を提出するものとします。

第11条（会員との紛議）　1．信用販売により加盟店が提供等した商品等に関して、性能上、アフターサービス上、販売上等で何らかの紛議が生じた場合、加盟店は、その負担と責任において、当該紛議を遅滞なく処理するものとします。2．前項の会員との紛議に関して、会員が当社、提携会社又は提携ブランド会社に対する売上代金の支払を拒否し又は滞らせた場合、加盟店は、直ちに当該売上票の解消に努めるものとします。3．第1項の会員との紛議に関して、当社は加盟店に対し、売上票等の提出、事実確認及び原因究明等の調査を依頼することができるものとし、加盟店は、当社所定の期日以内に回答するものとします。4．前項に基づく調査により、当社が加盟店に対し紛議の再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。5．第2項に該当する場合、加盟店に対する立替金の支払は、次のとおりとします。(1) 当該立替金が支払前の場合には、当社は、当該立替金の支払を保留又は拒絶できるものとします。(2) 当該立替金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第これを当社に返還するものとします。(3) 当該払戻手数料が解消した場合には、当社は、加盟店に当該立替金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。

第12条（立替金の請求）　1．加盟店は、第9条に基づき作成した売上票を、当社所定の期日・方法で提出することにより、立替金の請求を行うものとします。2．前項の立替金の請求は、当該売上票及び売上集計票が当社に到着したときにその効力を生ずるものとします。3．加盟店は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。4．売上票が当社所定の期日に到着しなかった場合、加盟店は当社所定の基準に従い責任を負うものとし、第17条の規定により処理されても何らの異議の申出をしないものとします。

第13条（立替金の支払方法）　1．前条の請求に基づく当社の加盟店に対する立替金の支払は、当社所定の期日に売上代金の総額より第14条第1項の手数料を差し引いた金額を指定口座へ振り込むことにより支払うものとします。2．加盟店が当社に送付した売上票が、本契約に違反している場合には、当社は、当該立替金の支払を拒絶することができるものとします。3．加盟店から提出された売上票の正当性に疑義がある場合、加盟店は、正当性を証明できる資料を提出する等当社の調査に協力するものとします。また、その調査が完了するまで、当社は、加盟店に対する当該売上代金の支払を保留できるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。

第14条（手数料等）　1．加盟店は、信用販売額に対して当社所定の料率を乗ずることにより計算した加盟店手数料を、当社に対して支払うものとします（円未満切捨て）。2．加盟店は、ボーナス1回払い販売、ボーナス2回払い販売について当社所定の方法により前条第1項の支払日を繰上げることができるものとします。この場合、加盟店は、信用販売額に対して、当該支払日から各繰上支払日までの日数を月単位（端数日は切捨て）で月利計算した繰上払手数料を当社に対して支払うものとします（円未満切捨て）。なお、繰上払手数料は、前条第1項にかかわらず、当社が加盟店に支払う立替金よりあらかじめ差し引けるものとします。

第15条（商品等の所有権の移転）　1．加盟店が、会員に対し信用販売を行った商品の所有権は、当社が、第13条に基づき、当該売上代金の立替金を加盟店に支払った時に加盟店より当社に移転するものとします。ただし、第16条及び第17条により、当社が立替金の返還を加盟店から受けた時は、当該商品の所有権は加盟店に戻るものとします。2．加盟店が、会員以外の者に対し、誤って信用販売を行った場合（偽造カードの使用等）でも、当社が、当該売上代金の立替金を加盟店に支払った場合には、当該商品の所有権は、当社に移転するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。3．信用販売した商品の所有権が、加盟店に属する場合でも、当社が、必要に応じて、加盟店に代わって商品を回収できることを加盟店は、あらかじめ承諾するものとします。

第16条（取消処理）　1．会員から商品等の購入の取消、返品、変更又はクーリングオフ等の申出があり、加盟店がこれを受け入れる場合は、当社所定の手続を行うものとします。ただし、第17条の適用がある場合は除くものとします。2．当社は、前項の売上票を加盟店より受領した時は、直ちに当該売上票に係る加盟店に対する立替金の支払を停止するものとします。また、当該立替金が支払済の場合は、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、又は第13条に基づき加盟店に対して支払う立替金総額から当該立替金を差し引くことにより返還するものとします。

第17条（健全な販売の維持に関する責任）　加盟店が、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの第13条に基づく請求に対する立替金の支払を拒絶することができ、当社が当該立替金を支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、又は第13条に基づき加盟店に対して支払う立替金総額から当該立替金を差し引くことにより返還するものとします。(1) 売上票が正当なものでないとき　(2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき　(3) 第7条、第8条又は9条に違反して信用販売をしたとき　(4) 第10条に違反して無効カードの使用者に対して信用販売をしたとき　(5) 第11条の会員との紛議が解消しないと当社が判断したとき　(6) 第11条第3項又は第13条第3項の調査（当社が求める資料の提出を含む）に協力しないとき　(7) 第12条第1項に違反し、又は第4項の事態が生じたとき　(8) 加盟店（役員、従業員及びその関係者を含む）が保有するカードを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適切と判断したとき　(9) 会員が取消処理の申出をしたにもかかわらず、信用販売の取消処理を行わないとき　(10) その他本契約又は取引実務に関する規定に違反して信用販売を行ったことが判明したとき

第18条（規約の変更）　1．本契約又は取引実務に関する規定を変更した場合には、当社はその変更内容を加盟店に対して、当社所定の方法で通知又は公表するものとします。2．加盟店は、本契約及び取引実務に関する規定に変更が生じることをあらかじめ承認し、当該通知又は公表がなされた後に、加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は新契約及び取引実務に関する規定を承認したものとみなし、以降の取扱等については、当該新契約及び取引実務に関する規定が適用されるものとします。

第19条（解約）　1．加盟店又は当社が、書面により3ヶ月以上の予告期間をもって、相手方に通知することによって、本契約は、解約できるものとします。2．前項の規定にかかわらず、当社は、直前1年間に信用販売を行っていない加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。

第20条（契約の解除）　加盟店が、次のいずれか事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本契約を解除できるものとします。その場合、加盟店は、事由の如何を問わず、当社に生じた損害を賠償するものとします。(1) 加盟店申込書、及び加盟店申込時に虚偽の申請があったことが判明したとき　(2) 第3条第3項に違反して負担費用を支払わなかったとき　(3) 第4条第1項に違反して当社に変更届出を行わなかったとき　(4) 第7条、第8条又は第9条に違反して信用販売を行ったとき　(5) 第11条、第13条、第27条に定める調査に応じないとき、当社が依頼した資料を当社所定の期日以内に提出しない時、又は再発防止体制に必要な措置を講じないとき　(6) 第11条又は第17条に違反して立替金の返還に応じなかったとき　(7) 第29条に違反して本契約上の地位を第三者に譲渡等したとき　(8) 手形・小切手不渡り、銀行取引停止、差押え等の滞納処分又は破産、民事再生手続き等の申立てをし、若しくは受けた等加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき　(9) 監督官庁より処分、行政指導、命令、営業の登録取消及び営業の停止を受けたとき　(10) 本契約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除されたとき　(11) 提携ブランド会社との取引に係る場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明したとき　(12) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反していると当社が判断したとき　(13) 会員等からの苦情等により当社が加盟店として不適当であると判断したとき　(14) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しないとき　(15) 加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき　(16) 加盟店が取り扱った信用販売に係る売上のうち、無効、紛失、盗難、偽造カードによる売上又はカードの第三者による利用の割合が高いと当社が判断したとき　(17) 加盟店が取り扱った信用販売に係る売上が、会員の換金目的による利用の割合が高いと当社が判断したとき又は会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店が当該換金行為に加担する等、不適切な信用販売を行っていると当社が判断したとき　(18) 加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、第27条に定める取引情報が第三者に提供、開示され又は漏洩する事故が生じたと当社が判断したとき　(19) その他加盟店が本契約又は取引実務に関する規定に違反し、若しくは加盟店が信用販売を行うことが不適当であると当社が判断したとき

第21条（契約終了後の処理）　1．前二条により、本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売等は有効とし、加盟店及び当社は、当該信用販売等を本契約に従い取り扱うものとします。ただし、加盟店、当社間で別途合意がある場合はこの限りではないものとします。2．当社が前条により本契約を解除した場合、当社は、会員から当該売上代金の支払を要求するまでは、加盟店に対する立替金の支払を留保することができるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。また、当社が、会員からの支払を受けることができないと判断した場合には、立替金の支払を拒絶することができるものとし、既に支払済の場合には、加盟店は、当該立替金を直ちに返還するものとします。3．加盟店は、本契約が終了した場合には、当社所定の手続を行うものとします。

第22条（加盟店情報の収集及び利用等）　1．加盟店及びその代表者又は当社に加盟店契約の申込をした個人・法人・団体及びその代表者（以下併せて「加盟店等」という）は、当社が本項(1)に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。(1) 本契約を含む当社と加盟店等の間の加盟申込審査及び加盟後の管理等取引の判断のために、次の加盟店等の情報（代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という）を収集、利用すること。①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等加盟店等が加盟申込時及び変更届時に届け出た事項　②加盟申込日、加盟承諾日、端末機番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項　③加盟店のカード取扱状況　④当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴　⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項　⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項　⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報　(2) 次の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号②に定める営業実内容について中止を申出た場合、当社は業務遂行上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申出は当社のお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。）① 当社が本契約に基づいて行う業務　② 宣伝物の送付等乙又は他の加盟店等の営業案内　③ 当社のクレジットカード事業、その他当社の事業（当社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発　(3) 本契約に基づいて行う業務を第28条に基づき第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。2．加盟店等は、当社、当社と加盟店情報に関して提携した カード会社、又は当該カード会社と同様に提携した カード会社（以下「提携カード会社」という）が加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、本条第1項(1)①②③④の加盟店情報を共同利用することに同意するものとします。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社とします。（当社は提携カード会社を次のホームページに掲載するものとします。）　ホームページアドレス：http://ts3card.com/

第23条（加盟店情報交換制度について）　1．加盟店等から収集した情報の登録及び利用について
加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、本条第2項(2)共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に登録し、JDM会員によって共同利用します。　(1) 共同利用の目的　割賦販売法に規定する認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM会員における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時及び途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。　(2) 共同利用する情報の内容　①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要と認める事実及び事由　②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由　③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する害観の事実である情報　④利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びにそれらの行為が判断できることが困難な情報　(3) 行政機関が法に従った事実とその内容（特定商取引に関する法律について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報　⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報　(4) 登録する情報の内容　(7) 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号及び代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記4の情報のうち、当該行為を行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。　(3) 登録される期間　本条第2項(2)の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されるものとします。3．加盟店情報を共同利用する利用者の範囲　一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつJDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及びJDMセンター　※JDM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載するものとする。ホームページ：http://www.j-credit.or.jp/　4．制度に関する問合わせ先及び開示の手続　加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続については、本条第5項JDMセンターまで申出るものとします。5．運用責任者　・一般社団法人日本クレジット協会　JDMセンター
住所：東京都中央区日本橋小網町14－1　住友生命日本橋小網町ビル　電話番号：03－5643－0011（代表）

第24条（加盟店情報の開示、訂正、削除）　1．加盟店等は、当社お問い合わせ窓口に対して、当社が保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。2．万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第25条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）　当社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は第22条から第24条までに定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや解約の手続をとることがあるものとします。なお、第22条第1項(2)②に定める営業案内に対する申止の申出があっても、加盟を断ることや解約の手続をとることはないものとします。

第26条（契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用）　1．当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第22条に定める目的（ただし、第22条第1項(2)②に定める営業案内を除く）及び第23条の定めに基づき一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはないものとします。2．当社は、本契約終了後も第22条に定める目的（ただし、第22条第1項(2)②に定める営業案内を除く）及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間加盟店情報を保有し利用するものとします。

第27条（カード番号等の取引情報保護）　1．加盟店は、本契約に基づいて知り得た会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報並びに加盟店手数料率を含む当社の営業上の機密（以下「取引情報」という）を他に漏洩及び紛失してはならないものとします。また、取引情報を信用販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該取引情報を破棄又は消去等するものとします。2．加盟店は、当社所定の取引情報については、たとえ紛失・盗難・偽造カードによるものであっても、第7条に基づく利用後、一切保管してはならないものとします。3．加盟店は取引情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置を講ずるものとします。4．加盟店は、取引情報が漏洩、紛失等した場合、又はそのおそれがあると認められる場合、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が信用販売の停止等の措置を講じることを了承するものとします。また、当社所定の期日までに、漏洩等の事故の原因を当社に対し報告するものとします。なお、加盟店又は第28条に定める業務代行者はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社が必要と認める場合には、当社は本条故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店又は業務代行者は当該会社等の指示に基づき調査を行うものとします。5．加盟店は、取引情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社には当該再発防止策について通知するものとします。なお、加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。6．加盟店の責めに帰すべき事由により、取引情報に関する漏洩事故、紛失事故等により、当社、会員、提携ブランド、提携ブランド会社又はその他の第三者に損害が発生した場合には、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には（1）～（5）が含まれ、かつ、これに限定されてはいないものとします。(1) カードの再発行に関わる費用　(2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。　(3) カードの不正使用による損害　(4) 当該事故の損害賠償、罰金として、提携ブランド、提携ブランド会社等、又はその他第三者から当社が請求を受けた費用　(5) (1)～(4) の解決に要した弁護士費用等の関係的な費用　7．第1項から第6項までの規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第28条（業務の委託）　1．加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。2．前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。3．加盟店は本契約に定める全ての義務及び責任を業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）に課するものとします。4．第2項により当社が業務委託を承認した場合においても、加盟店は本契約に定める全ての責任について免れないものとします。5．業務代行者が委託業務に関連して、当社又は他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社又は他の第三者の損害を賠償するものとします。6．加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当社に申出し、当社の承認を得るものとします。7．当社は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を、加盟店の承認を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第29条（地位の譲渡の禁止等）　1．加盟店は、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡（営業譲渡等）できないものとします。2．加盟店は、本契約に基づき加盟店が当社に対して有する債権を第三者に譲渡、質入等できないものとします。

第30条（法令遵守）　本契約に基づく信用販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面及び信用販売の方法について、加盟店は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。

第31条（相殺）　加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき立替金をもってこれを相殺することができるものとします。

第32条（反社会勢力との取引）　1．加盟店は、加盟店、役員・従業員、親会社及び子会社等の関連会社（役員・従業員を含む）が、以下に該当しないことを保証するものとします。①暴力団及びその構成員、準構成員②暴力団関係企業及びその役員、従業員③企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）④社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体及びその構成員⑤その他暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人　2．加盟店が前項に定める規定に違反している場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、又は信用販売の停止、立替金の支払を留保する等本契約の効力を保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。3．加盟店は、第1項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。

第33条（本契約に定めのない事項）　加盟店は、本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項等については、当社所定の方法で通知又は公表する取引実務に関する規定等に従うものとします。

第34条（準拠法）　本契約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとします。

第35条（合意管轄裁判所）　加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、当社の本店、支店、若しくは各営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とするものとします。

<お問い合わせ窓口>　トヨタファイナンス株式会社　加盟店デスク　03－5617－2622

《取引実務に関する規定（2016年3月15日時点）》
加盟店は、加盟店規約（一般規定）（以下「原契約」という）について、以下の規定を遵守するものとします。
1.原契約に定める「提携会社」は、次のとおりとします。
なし
2．原契約に定める「提携ブランド」は、次のとおりとします。
(1) VISAインターナショナルサービスアソシエーション　(2) マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド
3．原契約に定める「カード」は、当社、提携会社又は提携ブランド会社が提携ブランドへの加盟又は提携に基づき発行する次のカード（証票その他の物又は番号、記号その他の符号等を含みます）をいいます。
(1) クレジットカード　(2) デビットカード　(3) プリペイドカード　(4) その他当社が認めるもの
4．原契約に定める「端末機」は、次のとおりとします。
(1) CCT（クレジット・センター・ターミナル）　(2) CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）　(3) その他当社が認めるもの
5.加盟店は、次の事項を遵守するものとします。
(1) 加盟店は、カード取扱店舗内外の見易いところに当社所定の加盟店標識を掲示する。　(2) 加盟店は、カードの取扱及び加盟店の業務内容について当社より資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出する。
6．加盟店が負担する費用（例）
①…インプリンター　②…端末機
7．原契約に定める「取扱商品等」について、加盟店は次の商品を取り扱うことができないものとします。
(1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定めに違反するもの　(2) 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害する恐れがあるもの　(3) 商品券、印紙、切手、回数券等の有価証券
8．原契約に定める「取扱商品等」について、次の商品を取り扱う場合は、当社の承認を得るものとします。
(1) 旅行商品　(2) 酒類　(3) 米類
9．原契約に定める「信用販売の種類」について、当社の承認が必要となるものは次のとおりとします。
(1) 2回払い販売　(2) ボーナス1回払い販売　(3) ボーナス2回払い販売　(4) 回数指定分割払い販売（3回以上のものをいう）　(5) リボルビング払い販売
10．原契約に定める「信用販売の方法」について、加盟店は、次の事項を遵守して信用販売をするものとします。
(1) 当社からの承認の取得方法は、次のいずれかの方法によるものとします。①端末機　②電話　(2) 故障、電話回線障害等の理由により端末機の使用ができないときの、クレジットカードによる信用販売は次の方法によるものとします。①売上票にインプリンター等により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、取扱日付、取扱者名等所定の事項を記入の上、会員の署名を徴求する。②信用販売時における本人確認方法は次のいずれかの方法によるものとします。①売上票に署名を求め当該カード裏面の署名と同一であることを確認する。②会員が正しい暗証番号を入力したことを確認する。(4) 信用販売時には、次の事項を遵守するものとします。①加盟店は、カード取扱店舗以外の店舗・施設での信用販売をしてはならない。②有効なカードを提示した会員に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払を要求したり、他の提携ブランド会社のカードの利用を要求したり、現金販売と異なる代金を請求したりする等、会員に対して不利益となる差別的取扱をしてはならない。③2回払い販売、ボーナス1回払い販売、ボーナス2回払い販売、回数指定分割払い販売について、当社が最低取扱金額を定めた場合、加盟店は当社所定の最低取扱金額未満で信用販売してはならない。(5) 売上票等に関して、次の事項を遵守するものとします。①当社は本節に承認した場合を除き、当社所定の売上票及び売上集計票以外は使用してはならない。また、当社が交付した売上票は、加盟店の責任において保管し、他に譲渡してはならない。②売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金・送料含む）のみとし、立替金及び過去の売掛金の精算等を含めることはできない。③売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、取扱日付の不実記載等はしてはならない。また、会員に対し、売上票に会員の署名以外の事項の記載を求めてはならない。
11．原契約に定める「無効カード等の取扱い」について、次の場合は信用販売を行ってはならないものとします。
(1) 当社から紛失・盗難等の理由により無効とする旨の通告を受けたカードの提示を受けたとき　(2) 明らかに偽造、変造、模造又は破損と判断できるカードの提示を受けたとき　(3) カード記載の署名と売上票に記載された署名が明らかに相違するとき　(4) カード券面の会員番号が明らかに相違するとき　(5) カード名義人の氏名とカード提示者の性別その他に明らかに不整合があるとき、カード提示者がカード名義人以外の者と思われるとき　(6) カード提示者が明らかに不審であるとき　(7) 写真入りカードの場合で、カード提示者が当該カード面の写真と明らかに同一でないとき　(8) その他カードの利用等について不審と思われるとき
12．原契約に定める「立替金の請求」について、売上票は次の方法により提出するものとします。
(1) 信用販売の種類別に集計し、当社所定の売上集計票を添付して、信用販売を行った日から原則として15日以内に当社に到着するよう提出する。(2) 売上データギャザリング対応型等のオンラインシステムで売上処理を行う端末機等を使用して信用販売を行った場合、当社所定の方法に基づき売上票を提出する。
13．原契約に定める「立替金の請求」について、売上票が前項に規定する提出期日までに提出されなかった場合は、次の取扱いによるものとします。
(1) 信用販売を行った日から15日を経過し30日以内に到着し、当社、提携会社又は提携ブランド会社が当該売上代金の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとする。(2) 売上票が信用販売を行った日から30日を超過しても提出されなかった場合は、加盟店は当該売上代金について立替金の請求をすることはできないものとする。
14．原契約に定める「立替金の支払方法」について、当社は、次の方法により立替金を支払うものとします。なお、月末以外の支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末の支払日が金融機関休業日の場合は前営業日に支払うものとします。
(1) 1回払い販売　原契約の「立替金の支払方法」規定によるものとします。(2) 2回払い販売　当社が別途定める支払日のうち、加盟店が、当社に申込み、当社が認めた方法で支払うものとします。(3) ボーナス1回払い販売、ボーナス2回払い販売　当社が別途定める支払日に支払うものとします。(4) 2回払い販売、ボーナス2回払い販売のうち、立替払が2回に渡る場合　当社所定の方法で支払うものとします。
15．原契約に定める「取消処理」について、取消処理は次の方法によるものとします。
加盟店が会員から商品等を受領した日を返品日とし、直ちに売上票に必要事項を記入した上で、本規定第12項と同様の方法で当社に提出する。
16．原契約に定める「規約の変更」について、本契約又は取引実務に関する規定の変更に係る通知・公表は次の方法によるものとします。
(1) 当社ホームページ「加盟店様へのご案内」http://www8.ts3card.com/top/member_store.html　(2) 加盟店計算書等、当社が加盟店に送付する書面等
17．原契約に定める「契約終了後の処理」について、契約終了後、加盟店は次の対応をとるものとします。
(1) 直ちに加盟店の負担と責任において、全ての加盟店標識等を取り外す。(2) 当社より交付された売上票等の販売関係書類や販売用具等を速やかに当社に返還する。(3) 端末機を設置している場合には、当社の指示に従う。
18．原契約に定める「カード番号等の取引情報保護」について、信用販売後保管してはならない取引情報は次のとおりとします。
(1) カードの完全な磁気ストライプデータ（ICチップから読み出した磁気ストライプイメージを含む）　(2) 暗証番号　(3) セキュリティコード